

1 「学校安全法」要綱案

2004年5月30日
日本教育法学会
学校事故問題研究特別委員会

[目次]

- 第1章 総 則
 - 1 この法律の目的
 - 2 基本理念
 - 3 定義、対象の範囲
 - 4 国、地方公共団体の学校安全基準制定義務
 - 5 学校設置者、学校の安全管理義務
 - 6 学校安全職員の配置、安全点検
 - 7 安全教育、安全研修の機会
 - 8 国の財政上の措置
- 第2章 学校安全基本計画
 - 9 国の学校安全基本計画策定義務
 - 10 学校安全基本計画の内容
 - 11 学校安全基本計画審議会の設置
 - 12 学校安全基本計画の策定、公表の手続
 - 13 地方公共団体の地域学校安全計画策定義務
- 第3章 学校安全基準
 - 14 学校施設設備の安全基準
 - 15 学校環境衛生の安全基準、安全管理
 - 16 危険度の高い環境下での活動にともなう安全規模・配置基準
 - 17 安全な通学条件の整備と適正配置
 - 18 学校安全職員等の配置基準
- 第4章 学校安全の管理体制
 - 19 国、地方公共団体の学校安全管理
 - 20 学校、学校設置者の学校安全管理
 - 21 学校防災・保全対策
 - 22 学校防犯対策
 - 23 教育活動における安全配慮義務

- 24 学校災害発生時の救護体制，通報・報告義務
- 25 学校災害の原因究明責任と相談・調査
- 26 日本学校安全センター

総 則

第1（この法律の目的）

この法律は、教育基本法の趣旨に則り、学校の管理下における児童等及び教職員の災害を防止するための学校環境の最低基準及び学校安全に関する責任体制の確立を図り、かつ学校における安全管理に関し必要な事項を定め、安全な教育活動の促進の措置を講ずる等、総合的計画的な対策を推進することにより、学校における児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全を確保することを目的とする。

第2（基本理念）

- 1 児童等は、児童等の最善の利益の原則に基づき、安全に教育を受ける権利を有する。この権利を保障するために、国及び地方公共団体は、学校の安全を確保する責務を果たすよう努めなければならない。
- 2 学校教育においては、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全が最優先に確保されなければならない。
- 3 学校教育においては、学校の自主的創造的な教育活動を妨げることなく、また児童等及び教職員のプライバシー等の人権の尊重に基づき、安全な学校環境を維持・管理するように努めなければならない。
- 4 学校環境の整備にあたっては、この法律で定める学校災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適で創造的な学校環境の実現と教育条件の改善を通じて児童等及び教職員の安全と健康を確保するようにしなければならない。
- 5 児童等及び保護者、教職員は、1，2，3，4の趣旨をふまえて、豊かな学校環境の創造のために、学校設置者に対して安全かつ快適

な学校環境整備を求める権利を有する。

第3（定義、対象の範囲）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 学校 設置者のいかなを問わず、大学を除き、学校教育法第1条に定める学校をいう。
- 2) 児童等 学校に在学するすべての児童、生徒及び幼児をいう。
- 3) 教職員 学校における所定の職員その他臨時任用の職員など必要な職員をいう。
- 4) 学校災害 学校の管理下における児童等又は教職員の負傷、疾病、障害及び死亡をいう。
- 5) 学校安全 学校災害の直接的防止のほか、学校環境の保全・衛生条件の確保、学校における防災、防犯等の外来的危険の防止、学校救急体制の確保などを含み、学校における安全教育および安全管理の総体をいう。
- 6) 学校環境 学校施設設備、教具・遊具等の物的条件、学校安全管理職員等の人的・運営的条件及び学校周辺の地域的条件をいう。
- 7) 学校における安全管理 国、学校設置者、学校による学校災害の防止のための学校環境の維持管理、点検・評価、修繕等を行う業務の総称をいう。
- 8) 最低基準 人的、物的、運営的に最低限度遵守すべき学校環境の基準をいう。

第4（国、地方公共団体の学校安全基準制定義務）

- 1 国は、児童等の安全に教育を受ける権利を十全に保障し、学校の安全確保をはかるために、この法律に定めるもののほか、文部科学大臣の定めるところにより、学校安全最低基準を制定しなければならない。
- 2 国は、第9に定める学校安全基本計画に基づいて、学校安全を促進していくための機構の整備をはかり、学校安全最低基準の遵守状況を調査し、その効果を検証するとともに最低基準の見直しを図らなければならない。

- 3 地方公共団体は、国が定める最低基準をふまえて、より安全かつ快適な学校環境を整備するために、学校安全適正基準を制定し、かつ第13に定める地域学校安全計画に基づく施策を実施しなければならない。
- 4 地方公共団体は、学校による安全点検を促進するために、学校安全点検基準を作成するとともに、必要な調査・検証を行わなければならない。

第5（学校設置者、学校の安全管理義務）

- 1 学校を設置する者は、国が定める学校安全最低基準及び地方公共団体が定める学校安全適正基準に従い、安全かつ快適な学校環境を整備し、点検・評価等により維持管理に努め、日常的に改善していかなければならない。
- 2 学校は、地域や家庭との信頼・協力関係を確立し、安全かつ快適な学校環境を整えるよう努めなければならない。

第6（学校安全職員の配置、安全点検）

- 1 学校には、学校安全を総括する学校安全管理者その他の必要な学校安全職員を置かなければならない。
- 2 学校は、第20第2項に定める学校安全計画をふまえ、児童等及び保護者などの協力の下で、定期的に学校環境の安全点検を行うものとする。

第7（安全教育、安全研修の機会）

- 1 学校においては、あらゆる機会を通じて、安全教育を行うとともに、児童等が安全についての学習を行うための機会が保障されるものとする。
- 2 教職員は、救急処置などを含む安全研修を受ける機会が保障されるものとする。

第8（国の財政上の措置）

国は、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全確保に欠かせない教育条件整備の促進のために、国が定める学校安全最低基準及び学校安全基本計画の実施に要する財源措置等をとらなければならない。

第2章 学校安全基本計画

第9（国の学校安全基本計画策定義務）

国は、児童等の安全に教育を受ける権利を保障するために、学校災害の防止のための主要な対策に関する事項その他学校安全に関する重要な事項を定めた学校安全基本計画を策定し、かつこれを実施し及び評価・検証しなければならない。

第10（学校安全基本計画の内容）

国は、学校安全基本計画を策定する際には、児童等の安全に教育を受ける権利を保障するために、以下の項目を含めるものとする。

- 1) 学校災害の防止のための環境整備など主要な対策
- 2) 児童等が自ら危険を回避する能力をつけるための安全学習の促進
- 3) 学校安全に関する広報、研修のための措置
- 4) 学校安全に関する地域啓発、普及のために行う NGO・NPO 活動の奨励・支援及び連携・協働

第11（学校安全基本計画審議会の設置）

国は、学校安全最低基準の制定、学校安全基本計画の策定、教育財政その他本法の目的達成に必要な事項を調査審議し、勧告、建議する諮問機関として、文部科学大臣の定めるところにより、学校安全基本計画審議会を設置する。

第12（学校安全基本計画の策定、公表の手続）

- 1 国は、学校安全基本計画を策定するにあたって、教職員、児童等、保護者をはじめ国民の意見を反映するために、公聴会の開催その他の適当な方法により、広く国民の意見を聴く機会を設けるように努めなければならない。
- 2 国は、学校安全基本計画の策定の後は、速やかにこれを公表しなければならない。

第13（地方公共団体の地域学校安全計画策定義務）

地方公共団体は、地域において学校安全を促進していくために、第9、第10、第11、第12に準じて地域学校安全計画を策定し、かつこれを実施及び評価・検証しなければならない。

第3章 学校安全基準

第14 (学校施設設備の安全基準)

- 1 国は、児童等の特性をふまえて、その生命、身体、健康の安全を確保し、重大事故の防止を図るために、以下の事項に留意して、学校施設設備に関する安全最低基準を定めるものとする。
 - 1) 校舎、体育館等においては、転落、墜落事故等の防止のために、その設置に際しては教室等の階数を三階までに計画するなどの適切な安全措置をとる。
 - 2) 三階以上に教室を配置する際には、窓等についてテラス設置等の転落防止措置をとるとともに、転落、墜落による重大事故の発生を未然に防ぐために、その教室のある校舎周りを植え込みにするなど安全措置をとる。
 - 3) 校庭においては、衝突、転倒事故等の防止のために、相当の広さを確保するとともに、学校災害を誘発する硬質の表層、障害物、地面の凹凸等が除去され、子どもが安心して活動できるよう安全措置をとる。
 - 4) 体育館、廊下等においては、転倒、衝突、倒壊事故等の防止のために、床面・側壁面について硬質の表層を避け、木質化をはかるなど、適切な安全措置をとる。
 - 5) 学校プールにおいては、水底衝突事故、溺死事故等の防止のために、子どもの体格に配慮するとともに、浮具等の整備のほか、プールの水深、水温、透明度等について安全配慮するとともに、排水口の蓋の固定等の安全措置をとる。
 - 6) 学校の教具・遊具等は、材質、構造、耐用年数などについて安全管理上、保健衛生上適切なものでなければならず、それに応じた適切な安全措置をとる。
 - 7) 学校の施設設備は、地震等による災害防止、不審者侵入等による災害防止、集団食中毒等の防止のために、安全管理上、保健衛生上の適切な安全措置をとる。
 - 8) 学校の施設設備は、障害のある児童等の安全上、その利用に支

資料編

障のないように適切な安全措置をとる。

- 2 国は、学校施設設備に関する安全最低基準の制定のために、学校安全基本計画審議会に諮らなければならない。

第15 (学校環境衛生の安全基準, 安全管理)

- 1 国は、学校安全基本計画審議会に諮り、学校の換気、採光、照明及び保温、清潔等について、学校環境衛生に関する安全最低基準を定めるものとする。
- 2 学校設置者及び学校は、学校保健法及び別に定める学校環境衛生基準に基づく安全点検及び衛生検査を每学期定期に行い、前項の安全最低基準の遵守に努め、必要に応じて改善、修繕し、安全かつ衛生的な環境の維持を図らなければならない。
- 3 学校は、第20第2項に定める学校安全計画に基づいて、学校給食の衛生検査の促進に努め、食品衛生の管理、食中毒・アレルギー等の予防及び危険食器の除去等の学校給食の安全衛生管理に努めなければならない。

第16 (危険度の高い環境下の活動にともなう安全規模・配置基準)

国は、海、山、川、プールなど危険度の高い環境及び休日・宿泊行事等の校外における教育活動に関して、児童等の安全の確保のための児童数の制限、安全規模や監視要員、救急処置等の随行者の配置等に関する安全最低基準を制定するものとする。

第17 (安全な通学条件の整備と適正配置)

地方公共団体は、学校の設置にあたって安全かつ適正な配置を行うように努めるとともに、地域学校安全計画に基き、交通事故、誘拐、通り魔等の防犯など安全な通学路及び地域環境のもとで、児童等が安心して通学できる条件を整えなければならない。

第18 (学校安全職員の職務と配置基準)

- 1 学校には、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全を確保するために、学校安全を本務とする学校安全管理者、安全監視員、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校栄養職員その他必要な学校安全職員を置かなければならない。
- 2 学校安全管理者は、文部科学大臣の定めるところにより学校設置

者によって任命され、学校安全に関する講習を受けて、学校における安全組織体制を統括するとともに、学校安全計画の遂行等総合的な学校安全確保のための業務に従事する。

- 3 安全監視員は、学校安全に関する必要な研修を受け、学校の防犯等の安全監視のための業務に従事する。
- 4 国は、学校安全の確保のため、学校安全職員の配置に関する最低基準を定めなければならない。

第4章 学校安全の管理体制

第19（国，地方公共団体の学校安全管理）

- 1 国は、本法第3章に定めた学校安全基準の水準維持，向上を図ることなど，児童等及び教職員の生命，身体，健康の安全確保に必要な学校の安全条件の整備に努めるとともに，学校の安全管理に関する各種手引き等の作成，配布等及び防犯教室等の講習会の開催等の普及活動の促進に努めなければならない。
- 2 地方公共団体は，本法第3章に定めた学校安全基準の遵守に努めるとともに，学校の安全管理をさらに促進するために，学校安全管理に関する指針及び学校環境の安全点検基準，点検要領その他の安全管理の手引き等の作成，配布に努め，又，学校安全職員の整備，研修等の人的条件の確保に努めなければならない。

第20（学校及び学校設置者の学校安全管理）

- 1 学校及び学校を設置する者は，学校の自主的創造的な教育活動の発展をはかるとともに，児童等及び教職員のプライバシー等の人権の尊重に基づき，学校，地域の事情を考慮して児童等及び教職員の生命，身体，健康の安全を確保しなければならない。
- 2 学校は，前項の趣旨をふまえ学校安全の重要性について研鑽をつむとともに，教職員のほか児童等，保護者及び地域住民から構成される学校安全組織を整えて，学校安全基本計画及び地域学校安全計画をふまえた学校安全計画を策定し，かつこれを実施及び評価・検証しなければならない。
- 3 学校は，地方公共団体が定める学校安全点検基準をふまえて，学

資 料 編

校環境に関し組織的、定期的に安全点検を行い、必要に応じ学校設置者に対して学校環境の改善要望、意見等を提出することができる。

- 4 学校を設置する者は、学校における学校環境の安全点検等の評価結果、改善要望等をふまえ、かつ本法第3章に定める学校安全基準の維持・向上を図り、安全な学校環境を確保していくために、必要な修繕等危険を防止するための措置をとらなければならない。
- 5 学校を設置する者は、前項の措置をとるとともに、そこで得た事故事例、安全対策等に関する情報を整理し、学校安全基準及び学校安全計画の改善に必要な情報を関係機関等に提供しなければならない。

第21 (学校防災・保全対策)

- 1 国及び地方公共団体は、学校安全基本計画及び地域学校安全計画を実施するとともに、法令で定める耐力度調査に基く改修のほか、学校施設の耐震性の強化を図るために適切な措置をとる等、学校環境の保全管理に努め、又、学校防災・保全に関する諸基準の整備、手引きの作成、配布等に努めなければならない。
- 2 学校及び学校を設置する者は、防災教育の充実をはかるとともに、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全を確保するために、防火施設設備、器具及び避難施設・用具など学校災害に備えた学校環境の整備、避難誘導計画の実施等の防災・安全管理に努めなければならない。

第22 (学校防犯対策)

- 1 国及び地方公共団体は、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全を確保するために必要な学校防犯に関する学校安全基本計画及び地域学校安全計画を策定し、これを実施するとともに、学校防犯に関する法令等の整備、人的・物的条件の確保を行い、又、基準・手引き等の作成、配布、研修体制の整備等、学校防犯に関する研修・広報、普及に努めなければならない。
- 2 学校を設置する者は、地域学校安全計画をふまえて、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全を確保するために、以下の事項を含む学校防犯マニュアルを作成し、これを実施しなければならない。

1 学校安全法要綱案

- (1) 防犯教育の充実・徹底
 - (2) 安全監視員等による安全監視システムの確立
 - (3) 防犯ライト等の防犯設備・器具の整備
 - (4) 通報、警報設備・装置、警備連絡システム等の確立
- 3 学校は、前項の学校防犯マニュアルをふまえ、日常的に不審者侵入に備えた防犯教育の徹底、学校警備の強化、学校防犯環境の改善等を図るなど学校の防犯管理に努めなければならない。
- 4 学校は、児童等の生命、身体に危険があると判断される場合、不審者侵入の際の防護用具、応急手当用具等の整備、避難経路等の確保をはかり、安全監視員体制の強化もしくは地方公共団体が定める設置・使用基準に従い学校防犯に必要な監視設備を設けるなど、緊急の学校防犯管理に努めなければならない。

第23（教育活動における安全配慮義務）

教員は、授業、学校行事、学校給食等の教育活動中及びこれらと密接に関連する活動において、児童等の人権を尊重するとともに、児童等の教育をつかさどる立場から、その生命、身体、健康の安全に配慮する義務を有する。

第24（学校災害発生時の救護体制、通報・報告義務）

- 1 学校を設置する者は、学校災害の発生に備えて、救急体制の確立に努めるとともに、すべての教職員が、救急手当て等の救急対応ができるよう研修体制の整備に努めるものとする。
- 2 教職員は、児童等に係る学校災害が発生した際には、直ちに適切な救急措置を行い、保護者に連絡するとともに、明らかに軽度で医療行為を要しないと判断される場合を除き、救急車の手配を含め学校医など地域の医療機関等関係機関に通報・連絡しなければならない。
- 3 学校は、学校災害の発生後においては、関係機関に報告するとともに、被災児童等・保護者に対して災害の発生原因、事実経過等について速やかに情報提供しなければならない。
- 4 学校は、上記の報告書等の作成にあたっては、被災者・保護者の意見を適正に反映するように努めるとともに、学校災害の再発防止

資料編

のために必要な情報を関係機関に提供するものとする。

第25 (学校災害の原因究明責任と相談・調査)

- 1 国及び地方公共団体は、その所轄する学校に係る学校災害の原因究明に責任を果たさなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、学校災害の原因究明及び救済・予防に関して生じた苦情等について、適切かつ迅速に対応し、被災児童等・保護者家族が安心して相談に応じることができる体制の整備等に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、被災児童・保護者家族から原因究明について申立てがあった際は、速やかに調査し、その結果を申立人に報告しなければならない。
- 4 上記の苦情処理等の相談・調査に当たる組織は、被災児童等・保護者家族が不当に不利益を受けることを防止し、児童等の最善の利益の原則に則って、中立かつ公正な判断に努めなければならない。
- 5 被災児童・保護者家族は、原因究明のためにさらに調査が必要と判断した場合、その調査を日本学校安全センターに依頼することができる。

第26 (日本学校安全センター)

- 1 国が定める学校安全最低基準の維持・向上、重大事故の発生等にとまなう必要な調査及び調査結果に基づく指導、勧告及び調査結果の公表、学校災害共済給付事業、学校安全普及事業等の救済、広報等を行う第三者機関として、独立行政法人日本学校安全センターを設置する。
- 2 日本学校安全センターは、学校安全基準の水準維持・向上を図るため、適宜国及び地方公共団体に対して勧告を行うものとする。国及び地方公共団体は、日本学校安全センターの勧告にもとづき適切な安全措置をとるものとする。
- 3 日本学校安全センターの組織及び運営に関する事項は別に定める。